

富士宮市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消し  
等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し、富士宮市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年富士宮市水管規程第2号）第4条の規定による指定の効力の停止等の処分基準について、必要な事項を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 管理者は、指定給水装置工事事業者について、別表1に掲げる違反の事実がある場合は、処分を行うものとする。なお、別表2に掲げる違反の事実である場合は、同表に定めるところにより算出した違反点数に基づき、別表3のとおり決定するものとする。

2 違反点数の有効期間は、当該違反に対する処分決定の日から起算して2年間とし、有効期間内に更なる違反があればこれを加算する。ただし、指定の取消し処分を行った場合は、処分の根拠となった違反点数は、その効力を失う。

3 複数の違反の事実があった場合は、違反の事実ごとに違反点数を算出し、合算する。

(処分の通知)

第3条 管理者は、処分を決定したときは、被処分者に対し当該処分の通知を行う。

2 管理者は、指定の取消し又は指定の効力の停止処分を行った場合には、一般に周知する。

(新たな施行の停止期間)

第4条 指定の取消し処分を受けた者は、当該処分の開始の日から再指定されるまでの間、指定の効力の停止処分を受けた者は、当該処分の開始の日から終了の日までの間、新たな給水装置工事の施行をすることはできない。ただし、処分開始の日の前日までに施行の承認を受けた給水装置工事については、この限りでない。

## 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した違反の事実について適用する。

別表1（処分一覧）

違反区分	違反の事実	処分	関係法令	
			法	施行規則
1 指定要件違反 (法第25条の11第1項第1号)	(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	第25条の3第1項第1号	第21条
	(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	第25条の3第1項第2号	第20条
	(3) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し	第25条の3第1項第3号イ	第20条の2
	(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し	第25条の3第1項第3号ロ	
	(5) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	第25条の3第1項第3号ハ	
	(6) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の3第1項第3号ホ	
2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反 (法第25条の11第1項第2号)	(1) 給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したにもかかわらず、その旨を届け出ないとき。	指定の取消し	第25条の4第2項	
	(2) 給水装置工事主任技術者が2以上の事務所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の4第1項	第21条第3項
3 届出義務違反 (法第25条の11第1項第3号)	(1) 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	第25条の7	第34条
	(2) 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	第25条の7	第35条
4 事業の運営基準違反 (法第25条の11第1項第4号)	(1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させなかった、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなかったとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の8	第36条第2号
	(2) 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の8	第36条第3号
	(3) 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。（給水装置の構造及び材質の基準）	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の8	第36条第5号イ
	(4) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の8	第36条第5号ロ
5 工事施行に関する義務違反 (法第25条の11第1項第5号から第7号まで)	(1) 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の9	
	(2) 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意	第25条の10	
	(3) 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の取消し、 指定の効力の停止又は 文書による注意		
6 不正申請 (法第25条の11第1項第8号)	不正の手段により指定業者としての指定を受けたとき。	指定の取消し		

別表2 (違反点数一覧)

違反区分	違反の事実 (内容)	違反点数 (1回につき)
1 指定要件違反 (法第25条の11第1項 第1号)	(6) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	4点
	ア 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	4点
	イ 道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	3点
	ウ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	4点
	エ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	2点
	オ その他の違反行為	2点
	(7) 管理者の承認を受けずに工事を施行したとき。 (4) 工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。 (ウ) ア及びイ以外の違反行為	管理者が定める点数
2 給水装置工事主任 技術者選任等義務違反 (法第25条の11第1項 第2号)	(2) 給水装置工事主任技術者が2以上の事務所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき。	2点
4 事業の運営基準違反 (法第25条の11第1項第 4号)	(1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させなかった、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなかったとき。	2点
	(2) 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	3点
	(3) 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (給水装置の構造及び材質の基準)	2点
	(4) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	2点
5 工事施行に関する義務違反 (法第25条の11第1項 第5号から第7号まで)	(1) 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	2点
	(2) 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	2点
	(3) 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	2点
管理者は、違反の悪質性、被害の程度、指導に対する対応等に応じて、上記違反点数に1～5点を加算することができる。		

別表3 (違反点数別処分一覧)

違反点数	処分の内容
5点以下	文書による注意
6点	1か月の指定の効力の停止
7点	2か月の指定の効力の停止
8点	3か月の指定の効力の停止
9点	4か月の指定の効力の停止
10点	5か月の指定の効力の停止
11-24点	6か月の指定の効力の停止
25点以上	指定の取消し
指導に従わない場合	